

## 「北九州市安全・安心条例行動計画(案)」の概要

### 1 行動計画の趣旨

「北九州市安全・安心条例（平成26年7月施行）の実効性を高めるため、本市の「目指す姿」を描き、「具体的な目標」を定め、それに向かってどのような施策を推進していくかを整理したうえで、市と市民等が一体となって、着実に取組を進める。

そのため、「北九州市安全・安心条例行動計画」を策定し、市が市民等と連携して「安全・安心なまちづくり」に向けた施策や取組を総合的、継続的に推進する。

### 2 計画期間 平成27年度～平成31年度（5年間）

### 3 目 標

#### （1）目指す姿

「日本トップクラスの安全なまち」及び  
「誰もが安心を実感できるまち」を目指す。

#### （2）具体的な目標

##### 【目標①】

刑法犯認知件数 11,000件 ⇒ 8,000件以下  
政令市12位 ⇒ ベスト3

##### 【目標②】

防犯パトロール活動への参加者数  
10,000人 ⇒ 20,000人以上

##### 【目標③】

「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合  
76% ⇒ 90%以上

### 4 計画の体系

別紙「北九州市安全・安心条例行動計画体系図」のとおり

施策・事業数 ⇒ 33施策・247事業（平成27年度）

## 5 主な取組(平成 27 年度)

### (1) 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

- 刑法犯認知件数の多い罪種（自転車盗等）に焦点をあてた防犯意識の向上
- 子どもと女性の犯罪被害防止対策
- 事業者や大学生の自主防犯活動の促進 など

### (2) 安全・安心な環境の構築

- 市民一斉夜間パトロールの実施。平成 28 年度はギネス世界記録挑戦
- 市民等への防犯カメラの普及促進
- 防犯灯のLED化の促進、通学路の防犯灯の充実
- 老朽空き家等の対策 など

### (3) 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

- 安全・安心総合ダイヤル事業
- 消防署などの防災拠点の整備 など

### (4) 安全・安心な都市イメージの発信

- 安全・安心条例制定の普及啓発と成果の発信 など

## 6 これまでの経過

平成26年 7月 安全・安心条例施行

12月 第1回安全・安心推進会議

平成27年 2月 第2回安全・安心推進会議（骨子について意見聴取）

3月 常任委員会（骨子について意見聴取）

5月 第3回安全・安心推進会議（計画案について意見聴取）

6月 常任委員会（計画案について意見聴取）

## 7 今後の主な予定

### (1) パブリックコメントの実施

平成27年7月1日（水）～平成27年7月31日（金）までの31日間

### (2) 計画発表までの流れ

- パブリックコメントでいただいた市民意見を踏まえ、計画案を修正し、8月19日に開催される常任委員会へ報告。
- 8月中に計画を発表予定。

【凡例】 ●…重点的に取り組む施策・事業  
○…継続して取り組む施策・事業

# 安全・安心条例行動計画体系図

**平成31年までの目標**

(1) 日本トップクラスの安全なまち  
 ◆刑法犯認知件数を8千件以下・政令市ベスト3にする。  
 ◆防犯パトロール活動への参加者（市民、事業者、大学生などの参加）を2万人以上にする。

(2) 誰もが安心を実感できるまち  
 ◆「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合を90%以上にする。

条例の目的	方向性・取り組みの方針	主な施策	主な事業
<b>「安全・安心なまちづくり」を次の世代に継承する。</b> <b>「安全・安心を実感することができるまち」を実現し、</b>	<b>特に配慮する対象</b> 子どもの安全対策 女性の安全対策 高齢者の安全対策 障害者の安全対策	○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 <b>●通学路等の安全確保</b> ○非行等からの立直り支援 <b>●安全・安心に関する意識の高揚</b> ○犯罪被害者等の支援体制の充実 ○交通安全の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進 ○地域の防災力の強化（避難支援の仕組みづくり） ○安全・安心に配慮した環境の構築（バリアフリー） ○地域の防災力の強化（避難支援の仕組みづくり）	○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 <b>●通学路における夜間の安全対策強化</b> ○スクールソーシャルワーカーの活用 など <b>●子どもや女性の犯罪被害防止対策</b> ○犯罪被害者等支援事業 など ○交通安全推進事業 ○消費者啓発の推進 ○緊急通報システム など ○バリアフリー等のまちづくり ○避難行動要支援者避難支援事業 など
	<b>1 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進</b> (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等 【35事業】	<b>●安全・安心に関する意識の高揚</b> <b>●安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成</b> ○交通安全の推進 ○暴力団の排除の推進 ○迷惑行為の防止の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進	<b>●安全・安心行動計画推進事業 ●子どもや女性の犯罪被害防止対策 ●北九州市安全・安心ウィーク</b> <b>●事業者の新たな防犯活動の推進 ●学生安全・安心ボランティア活動の推進</b> ○交通安全推進事業 ○自転車安全運転向上事業 ○暴力追放の推進 ○モラル・マナーアップ関連条例推進事業 ○消費者啓発の推進 など
	<b>2 安全・安心な環境の構築</b> (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面） 【19事業】 (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面） 【86事業】	<b>●地域活動の推進</b> ○地域の防災力の強化 ○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 <b>●安全・安心に配慮した環境の構築</b> <b>●通学路等の安全確保</b> <b>●空き家及び空き地の適正管理</b> ○風水害対策の推進 ○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進 ○非行等からの立直り支援の推進	<b>●市民一斉夜間の安全・安心パトロール事業</b> ○みんな de Bousai まちづくり推進事業 ○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など <b>●防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進</b> ○道路照明のLED化 <b>●通学路における夜間の安全対策強化 ●通学路の安全対策の推進</b> <b>●老朽空き家等対策の推進</b> ○アンダーパスの事故防止対策 ○河川改修事業の推進 ○上下水道の地震等対策推進事業 など ○不登校対策の充実 ○いじめ対策の充実 ○非行防止活動の推進 など
	<b>3 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実</b> (1) 青少年等の非行等からの立直り支援 【11事業】 (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制 【81事業】	<b>●安全・安心相談窓口の充実</b> ○犯罪被害者等の支援体制の充実 <b>●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実</b>	<b>●安全・安心総合相談ダイヤル事業</b> ○犯罪被害者等支援事業 <b>●防災拠点の整備</b> ○救急医療体制の維持・確保 など
<b>4 安全・安心な都市イメージの発信</b> (1) 安全・安心に関する情報の提供 【9事業】 (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信 【6事業】	○安全・安心に関する情報の提供 <b>●都市のイメージアップに資する情報の発信</b> ○「北九州市安全・安心条例」の普及・啓発活動の推進	○災害に関する情報の提供 ○全庁GIS（統合型GIS）構築運用事業 など <b>●都市イメージの向上</b> ○北九州市安全・安心条例普及啓発事業 など	